

平成26年第1回臨時会

津別町議会会議録

平成 26 年第 1 回 津別町議会臨時会会議録

招 集 日 平成 26 年 1 月 17 日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 平成 26 年 1 月 23 日 午前 10 時 00 分

閉会日時 平成 26 年 1 月 23 日 午前 11 時 56 分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 篠 原 眞 稚 子

議員の応召、出席状況

議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況
1	佐 藤 久 哉	○	○	6	藤 原 英 男	○	○
2	白 馬 康 進	○	○	7	山 内 彬	○	○
3	村 田 政 義	○	○	8	谷 川 忠 雄	○	○
4	乃 村 吉 春	○	○	9	篠 原 眞 稚 子	○	○
5	茂 呂 竹 裕 子	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐藤 多一	○	監 査 委 員	藤村 勝	○
農業委員会委員長			選挙管理委員会委員長		
教育委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	佐藤 正敏	○	教 育 長	林 伸行	○
総 務 課 長	竹俣 信行	○	生涯学習課長	伊藤 同	○
総 務 課 主 幹	松橋 正樹	○	生涯学習課主幹	佐藤 美則	○
総 務 課 主 幹	齊藤 昭一	○	監査委員事務局長	小野寺祥裕	○
住民企画課長	鵜田 憲治	○			
住民企画課主幹	横山 智	○			
住民企画課主幹	伊藤 泰広	○			
産業振興課長	深田 知明	○			
産業振興課主幹	川口 昌志	○			
建設 課 長	江草 智行	○			
建設 課 主 幹	金野 茂幸	○			
会 計 管 理 者	房田 敏彦	○			
総務課庶務担当主査	近野 幸彦	○			
住民企画課財政担当主査	青柳 朋幸	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事 務 局 長	小野寺祥裕	○	事務局臨時職員	安瀬 貴子	○
事 務 局 主 査	小泉 政敏	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	7番 山内 彬 8番 谷川 忠雄
2			会期の決定	1月23日 1日間
3			諸般の報告	
4			行政報告並びに提案理由の説明	
5	議案	1	津別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
6	〃	2	津別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	
7	〃	3	津別町公の施設に係る指定管理者の指定について（津別町体験交流施設）	
8	〃	4	平成25年度津別町一般会計補正予算（第9号）について	
9	〃	5	平成25年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について	
10	〃	6	平成25年度津別町上水道事業会計補正予算（第4号）について	
11	報告	1	例月出納検査の報告について（平成25年度11月分）	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

ただいまより、平成 26 年第 1 回津別町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において

7 番 山 内 彬 君 8 番 谷 川 忠 雄 君

の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（鹿中順一君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日 1 日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（小野寺祥裕君） おはようございます。これから諸般の報告を申し上げ

ます。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表としてお手元に配付しているとおりであります。職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告並びに提案理由の説明

○議長（鹿中順一君） 日程第4、行政報告並びに提案理由の説明を行います。

町長から行政報告並びに提案理由の説明に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君） [登壇] おはようございます。

本日ここに第1回臨時議会を招集いたしましたところ、議員各位には極めてご多忙のところご出席賜り、厚くお礼申し上げます。

ただいま発言のお許しをいただきましたので、12月定例議会後の行政報告と本日付議いたしております6件の議件につきまして、提案の概要をご説明申し上げます。

はじめに、寄附についてであります。12月27日、北見市 影山勇治様より、子どもたちの教育のために役立ててほしいと10万円のご寄附をいただいたところであります。ご厚志に深く感謝を申し上げますとともに、ご趣旨に沿って有益に使用させていただく所存であります。

また1月12日、さんさん館において、つべつかわら版福祉基金（代表 大東 勲様）主催によるカレンダーの展示即売会が開催され、売上金5万2,700円分を中央公民館図書室の一般図書購入代としてご寄附いただいたところであります。毎年のご厚志に対し、衷心より感謝を申し上げます。

次に、ふるさと納税制度による寄附についてであります。平成 25 年については、5 件 117 万円のご寄附が寄せられました。ご厚志に深く感謝申し上げますとともに、今後とも町民の皆様にもお知り合いを紹介していただきながら、制度のご理解とご協力を呼びかけてまいる所存であります。

次に、ホワイトスクールについてであります。平成 21 年より船橋市青少年交流協会が冬の事業として毎年実施しているもので、今年は 12 月 22 日に小学生 27 名、中学生 3 名、引率者 6 名の計 36 名が来町され、津別町の子どもたちと雪合戦や雪上ホッケーで交流し、冬の楽しさを満喫していきました。こうした冬の事業も含め、今後ますます子どもたちの交流の輪が広がるよう進めてまいります。

次に、成人式についてであります。1 月 12 日、町内・町外合わせて 46 名（男 22 名・女 24 名）の新成人が出席し、来賓の皆様や多くの父兄に見守られる中、中央公民館において開催されました。

式典では、町民憲章の朗唱や希望に燃える力強い「成人の誓い」が述べられ、恒例となりました恩師からのビデオレターや北見室内管弦楽団による演奏などで、晴れの門出を祝ったところであります。

新成人となられた皆さんには、それぞれの道を志をもって歩いてほしいと願うところです。

次に、北海道社会貢献賞の受賞についてであります。本年度、自治功労者として藤原英男議員が受賞され、1 月 15 日、札幌市において北海道知事から表彰状が授与されました。町議会議員としての幾多のご功績に対し表彰されたものであり、改めて深く敬意を表しますとともに、今後、さらなるご活躍を期待するものであります。

次に、還付加算金の算定誤りについてであります。この度、他の地方公共団体における税の還付加算金算定誤りの報道を受け、本町の還付事務について精査しましたところ、町道民税の還付加算金について、未払いがあることが判明いたしました。地方税法に則り、過去 5 年間の還付金について確認しましたところ、平成 20 年度から平成 24 年度まで、総件数 34 件、対象となる人数は 20 人で、総額 14 万 9,300 円の加算金が未払いとなっております。

対象の皆様にご迷惑をおかけしましたこと、さらに町税の賦課事務において誤りが

あったことについて深くおわびを申し上げますとともに、今後は、このようなことが起きないようにしっかり対策を講じ、適切な事務の執行に努めてまいります。

引き続き、本日の付議議件について、提案の理由をご説明申し上げます。

議案第1号「津別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、今年度に取得予定の旭町団地を追加するとともに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第2号「津別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」は、今年度に取得予定の旭町団地を追加するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第3号「津別町公の施設に係る指定管理者の指定について」は、本年4月より一部運営を予定しております津別町体験交流施設の管理運営につきまして、指定管理者の選定を行いましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第4号「平成25年度津別町一般会計補正予算（第9号）について」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億536万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を59億5,145万9,000円とするものであります。

今回の補正につきましては、財政調整基金積立金、体験交流施設整備事業、下水道事業特別会計繰出金の補正を主なものとして歳入歳出予算の補正をお願いするものであります。

以下、歳出・歳入の順で申し上げます。

歳出では、総務費で財政調整基金積立金として7,763万3,000円の追加、体験交流施設整備事業として2,539万1,000円の追加。

衛生費で、下水道事業特別会計繰出金として234万2,000円の追加。

歳入では、道支出金で1億536万6,000円の追加をするものであります。

議案第5号「平成25年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ234万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億4,735万1,000円とするものであります。歳出では、国道240号改良工

事に伴う下水道污水管渠移設設計業務を追加し、歳入では、これに係る一般会計繰入金を追加し、歳入歳出予算の補正をお願いするものであります。

議案第6号「平成25年度津別町上水道事業会計補正予算（第4号）について」は、資本的収入及び支出の支出において、建設改良費に国道240号配水管移設設計業務219万5,000円を追加し、資本的支出の総額を5,199万7,000円とする予算の補正をお願いするものであります。

以上、提案議件について申し上げましたので、慎重にご審議の上、原案にご協賛賜りますようお願い申し上げ、行政報告並びに提案理由の説明に代える次第であります。

よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 以上で行政報告並びに提案理由の説明を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時15分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

◎議案第1号

○議長（鹿中順一君） 日程第5、議案第1号 津別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課主幹。

○建設課主幹（金野茂幸君） ただいま上程となりました議案第1号 津別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

改正理由につきましては、提案理由で申し上げましたとおり、旭町団地買い取り事業の実施に伴い、今年度取得予定の町営住宅6戸の追加の必要があることから条例の一部を改正するものであります。あわせて配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護

に関する法律の一部が改正され、適用対象が拡大されたことにより条例の一部を改正するものであります。

それでは説明資料の新旧対照表に沿い内容を説明いたしたいと思います。1ページをご覧ください。左側の改正前第6条入居者の資格、第2項第8号は適用対象が拡大され、生活の根拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者について、この法律を準用することになったことから、法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」、「保護」を「保護等」に改めるものです。

次に、別表（1）町営住宅の末尾に今回取得いたします旭町団地、町営住宅6戸につきまして住宅タイプごとに追加するものでございます。2ページ、内訳といたしまして1LDK3戸、2LDK2戸、3LDK1戸、木造平屋の1棟6戸、所在地は旭町69番地でございます。住宅の周知と公募は3月1日を予定しております。

議案の条文に戻っていただきまして、ただいま新旧対照表で説明した内容を改正条文にしたものであります。

附則につきましては、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。ただし書きとしまして別表の改正で3月取得予定の旭町団地は、財産の取得について議会の議決が必要になることから3月定例議会の議決を得てから行うもので、平成26年3月15日施行しようとするものであります。

以上、内容について説明申し上げましたのでご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号

○議長（鹿中順一君） 日程第6、議案第2号 津別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課主幹。

○建設課主幹（金野茂幸君） ただいま上程となりました議案第2号 津別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

改正理由につきましては、提案理由で申し上げましたとおり旭町団地買い取り事業の実施に伴い、今年度取得予定の特定公共賃貸住宅4戸の追加の必要があることから条例の一部を改正するものであります。

それでは、説明資料の新旧対照表に沿って説明したいと思いますので、資料3ページをご覧ください。左側の改正前、別表（1）特定公共賃貸住宅の末尾に今回取得いたします旭町団地特定公共賃貸住宅1棟4戸につきまして住宅タイプごとに追加するものでございます。改正後、平成25年度建設1LDK単身者向け2戸、2LDK世帯向け1戸、3LDK世帯向け1戸となっております。構造は木造平屋で一部3LDKは2階建てになっております。所在地は旭町69番地1、1戸当たりの床面積は1LDKで60.04平方メートル、2LDKで71.66平方メートル、3LDKで84.43平方メートルとなっております。家賃は1LDK3万円、2LDK4万円、3LDK4万7,000円とするものであります。家賃につきましては1LDK、2LDKは平成23年度に緑町第2団地、新町団地を建設し、今年度はつつみ第3団地の1LDKも建設され、設備に多少の違いはありますが、住戸専用面積が緑町第2、新町の1LDK52.99平方メートルに対し旭町は52.37平方メートル、2LDK62.93平方メートルに対し旭町は

64.79平方メートルとあまり違いがなく、建設年が近いことから同じ家賃3万円、4万円と設定させていただきました。3LDKは平成14年度に建設したつつみ第3団地以来の住宅で、既存の住宅と比べ住宅設備に相当の違いや住宅年数も10年以上経過していることで平成14年度建設のつつみ第3団地3LDKと同じ家賃4万円にはならないことから、法で定める限度額、近傍同種家賃住宅の家賃を参考にランニングコストと光熱費の比較や設備費の比較を行い、また2LDKとの面積との比較も行い家賃を4万7,000円と設定させていただきました。住民への周知と公募は3月1日を予定しております。

議案の条文に戻っていただきまして、ただいま新旧対照表で説明した内容を改正条文にしたものであります。

附則につきましては、3月取得予定の旭町団地は財産の取得について議会の議決が必要になることから、3月定例議会の議決を得て行うもので平成26年3月15日に施行しようとするものであります。

以上、内容について説明申し上げましたのでご承認賜りますよう、よろしくお願いたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号

○議長（鹿中順一君） 日程第7、議案第3号 津別町公の施設に係る指定管理者の指定について（津別町体験交流施設）を議題とします。

内容の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（深田知明君） ただいま上程となりました議案第3号 津別町公の施設に係る指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

今回指定管理を行おうとする施設につきましては、体験交流施設でありまして既存施設につきましては4月に、新設施設につきましては7月にそれぞれオープンすることを目途として進めているところであります。当該施設の管理運営につきましては、この間、全員協議会等におきまして協議を行ってまいりましたとおり、指定管理者による管理運営を行うこととし、昨年12月9日、指定管理者に係る事前説明会を開催し、津別町公の施設に係る指定管理の指定手続きに関する条例に基づきまして12月26日を期限とし指定管理者の公募を行ってまいりました。結果2社の事業体より応募がございまして、このことから1月10日に同条例及び同条例施行規則に基づき選定委員会を開催し、それぞれ応募のありました事業体より事業計画、収支計画等の説明を受け質疑を行い、当該施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成し、地域との連携や活力を積極的に活用した管理を行うことが期待できる事業体を指定管理者の候補者として選定したところでございます。

このことから、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

改めまして議案第3号 津別町公の施設に係る指定管理の指定について、1につきまして施設の名称等ですが、津別町字豊永40番地5ほか、津別町体験交流施設であります。

2の指定管理者の名称等ですが、津別町字豊永40番地19、有限会社日本ミート 代表取締役 菊池能正（のりまさ）氏であります。

3の指定の期間ですが、平成26年4月1日から平成36年3月31日までとするもの

です。なお、今回指定管理者として提案いたしました有限会社日本ミートより応募に際し提出のありました事業計画書、収支計画書それから法人等の内容につきまして臨時会説明資料の4ページから9ページにそれぞれ資料として添付をしているところがあります。

以上、内容の説明を申し上げましたので、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

失礼いたしました、代表取締役 菊池能正（よしまさ）氏であります。大変失礼しました。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

2番、白馬康進君。

○2番（白馬康進君） ただいまの第3号の津別町公の施設に係る管理者の指定について今説明を受けましたけど、この件につきましてちょっと私なりに考えていることも含めましてご質問したいと思えますけど、まずこの関係におきましては宿泊施設の確保、また施設の取得については一連の全員協議会で時間をかけてその必要性、また十分な計画について説明を受けてきたわけですけど、いよいよその運営について施設を使用させるということで指定管理者を決めるということですけども、この件について今説明の中では町内、町外2社あったと、これ昨日のある記事によりますと1社、これは日本ミートの場合は地元企業として根ざす施設づくりをしたいということで、優先したような気もするわけですけども、これ差し支えなかったら、まず2社あったわけですけど、その選定委員会の中でどういような選定判断をしたのか、まず副町長に聞きたいと思えます。これは一応公募して応募が2社あったということは、それなりの選定委員会の中でいろいろあったと思えますけど、それと同時に恐らくこの件につきましては事前説明におきまして当然プレゼンテーションを行い、町が提示したものが一応これに合意をしたということで、承諾したということでこの日本ミートのことが決まったのではないかと思います。今回、日本ミートに対する事業計画また収支計画が載っています。これ今出された私資料ですから、ちょっと細かくは見られませんが、この関係におきましても当然出るのだろうなと思ひまして、恐らく細かくこの中身は今論じません。

それで私が言いたいのは、今日一応事前に説明をして説明を受けたわけですけど、この説明、決まった後に今日議決して認定が決まった後に、その後のスケジュールとして当然設置条例は決めていますけど、規則それから一番大事なのは指定管理者契約協定書、これは当然細かい合議の中で決めていくわけですけど、本来でしたら私は今日のこの時点でその協定書案というものが出てくるのかなと私は思っていましたけど、これらに対しては今日議決しないと、そういうことを日本ミートと話ができないということで、後日この協定書が出てくるのではないかなと思いますけど、その辺の考え方についてまず1点伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（深田知明君） 今ご質問のありました内容についてご説明を申し上げます。まず1点目の選定委員会の内容と、それから選定の理由かというふうに思いますけれども、今年の1月10日に選定委員会を設置をいたしました。選定委員会につきましては副町長を委員長としまして庁舎内の職員、管理職でありますけれども6名、合計7名で設置をさせていただいております。そのほかに網走信金、北見信金の両支店長、さらにはアンビックスの室長、それから町長4名の方にオブザーバーという形で入っていただきまして、それぞれ応募のありました2社のほうから事業計画書、それから収支計画の内容等々について説明をいただき、その中で各委員のほうからの質疑をもってプレゼンを終了させていただいたところです。その終了後オブザーバーの方からのさまざまな参考意見をいただき、その後、委員7名において選定を行ってきたところでありまして、最終的に日本ミートのほうに決定をさせていただきましたけれども、その大きな内容といいますか決定の根拠としましては、先ほど白馬議員もおっしゃっていらっしゃるとおり、地元であるということも大きなメリットであったと思いますし、さらに昨年合宿の、たまたま昨年合宿を受け入れをしましたがけれども食事の提供等々につきまして日本ミートさんで一部対応をしていただいたという経過もございますし、何よりも地域からの支援といいますか、周りからのサポート等、それから本人のさまざまな町内における役職といいますか関わり等を含めまして、この施設の有効利用といいますか目的に沿った有効活用が図れるのではないかという判断のもとから日本ミートさんを選定をしたところでありまして、

もう1社応募のありましたところにつきましては、かなり大手の企業でございます。経営規模といいますか経営基盤から申し上げますと大きな差は確かにございますけれども、やはり地元企業等の振興も含めまして、前段申し上げました内容等々で日本ミートさんに決定をさせていただいたという経過でございます。

さらに協定書の話でございますけれども、本議会で指定管理者の議決をいただければ、それ以降日本ミートさんと具体的な話を進めていくというスケジュールになります。基本協定につきましては先ほど申し上げましたように10年間の協定になりますので10年間の協定を結ばさせていただきますけれども、毎年、年度協定というのを結ぶ予定をしております。その中にはさまざま各年度、年度の事業計画とか収支計画等を参考にさせていただきながら協定書を結んでいくという形になる、そういう流れになるというふうに考えております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 2番、白馬康進君。

○2番（白馬康進君） 今の選定した根拠につきましてもある程度理解していますし、できれば東京の大手というのがどういう会社でどのぐらいの力のあった会社だったのか、その辺がちょっと私知らないわけですけど、差し支えがなければその辺もちょっと聞きたかったわけですけど、その件についてはそういうことも含めて今聞いたということで、よろしいです。

それで問題は、私は今日議決した後に基本的協定書を交わすということですけど、具体的な協定書は当然町の提示した部分において日本ミートがどう具体的にそれに合っていくかということで、この話の中で私は今日この件について、これからその協定書に入る前にちょっと聞いておきたいわけですけど、私は全員協議会の中でもこの施設というものは町の行政財産を貸し付けるわけです。ある程度目的に沿った運営をしてもらおうということで、この日本ミートを指定するということでありますから、目的に沿った施設を、業務を含めてやっていくわけですけども、この決めた後に全員協議会の中でも私町長に言いましたけど、基本的には使用料をとるということでした。確か10万円の使用料を取っていきたいということで、私はこの使用料というのは10万円果たしてとれるのですかと、これはちょっと考えてもらえませんかとい

う話はしましたけど、ここでもう一度聞きますけど、基本的に使用料というものを10万円取っていく考えはあるのか。私はこれから基本協定をしていく中で、これは事前説明の中で日本ミートもある程度承諾した中で応募したと、応えたと思いますけど、私はこの使用料10万円というのは、ちょっといささかこれは大き過ぎるのではないかと思います。というのは、これ10年間の契約ですよ指定管理、これは本来だったらうちはランプの宿も3年指定契約をしていますけど、これ10年というのは長いスパンですよ、私は長い10年間を指定させるにおいて、この10万円というものが果たして本当に妥当な使用料なのかということをおは自分で考えています。ということは途中でこれ見直しということで、さっき課長の話では1年1年協定書を交わしていくということですから、その中である程度協定書の中で見直しもあるのかなと思いますけど、やはり受けるほうにしてみたら町の行政財産、ほとんどすべてを設備してやりまますから、あまり大きなリスクはしょいませんね、確かにやるほうは。ただ、使用料をもらうということは、ある程度採算がとれなかったら、これ使用料を払うほうだってやはり採算ベースできちっとした中で10万円を払っていくということにならなかったら、これ大変な問題なんですよ、途中でやり始めたはいいけど、なかなか思うようにならないと、この施設は私は単なる合宿だけではなくて常宿として通年的な施設業務になると思います。これ1年を通しての業務でやると思います。合宿の期間は入っても通常するときには、じゃあ本当に果たして採算がとれるのだろうか、そういう心配を持っているわけです。そうなれば当然この長いスパンの中で、これだけの使用料を取るとことはいささかどうだろうか、これは当然方法としては初年度で考えるだとか、ある程度利益が上がればもらうだとかっていろんな方法はあると思いますけど、恐らくこれ運営費はあまり町から出さないという考えでやると思うのですね、恐らく日本ミートが運営費をもってやると思います。ほかの今までの例から見ますとペレットなんかも組織をつくって運営費も出していますよね、今回の場合はある程度町全部がすべて整えてやらすことですから、先ほど言ったとおりあまり大きなリスクを負わないとしても、しかしこれ1年を通して通年的にずっとやっていくということになれば、これはやっぱりそのときのお客の集客力によって随分やっぱり利用料金も相当おは変わってくるのではないかと、その中で使用料金を10万円とると

いうことは、これは基本的には町長そういうことで変わらないのかどうか、その辺は今協定書をつくる中で私は聞いておきたいと思います。

それからもう一つ言うておきますけど、ティエラさんの場合は特色を持ったやり方をしていたんですね。ラーメンだ、うどんをつくって、そばもつくって、あの奥さんが本当に一生懸命やっていたと思うのです。やっぱり日本ミートが悪いんじゃないくて日本ミートだってある程度特色を持ったきちっとしたものを持ってやらなかったら、ただやらせますよと言って、人を使ってやらせますと言ったって、果たしてそれをずっと何年も続けていけるのかどうか、そういう意欲は持っているかもしれませんが、その辺の考えも含めまして私はいささかこの件については、きちっとした内容の協定書をつくって、本当に相手にもそれだけやれるという意欲を持たせるような協定書にしていかなかったら、大変な問題ができるのではないかと思います。その辺を含めましてちょっと長くなりましたけど聞かせてほしいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（深田知明君） 今ご質問のありました大きく2点かなというふうに思います。

1点目の使用料の関係でありますけれども、これにつきましては全員協議会等々でも基本的な考え方はお示しをしてきたつもりでありますし、今10万円というふうに月、おっしゃられています。町もそのような考えで今進めてはおりますし、実は12月9日に事前説明会を開催しております。その中におきましてもペーパーではお示ししておりませんが、口頭で町の考え方につきまして月10万円のおおむね年間でいきますと120万というものについて使用料として徴収をさせていただきたいということは説明をさせていただいております。この事前説明会を経て12月26日までの期限で申し込みをいただいておりますので、当然そのことについては了承し、応募してきたというふうに基本的には町のほうとしては考えております。日本ミートさんの収支計画、今日出したばかりで中身つぶさに詳細見ていただけていないので大変恐縮かと思っておりますけれども、この収支計画につきましても日本ミートさんとして使用料について盛り込んでいるということを確認をしております。だからといって間違えなく一方的に協議もしないでということとは考えておりませんが、当然まず本年度におきまし

ては4月から一部のオープンでありますし、7月にやっと全面オープンになるという形でございますので、初年度分についてはさまざまなそういう協議が必要かというふうに思いますけれども、次年度以降については前段申し上げました年度協定書におきまして、そういう協定を結んでいきたいと考えております。ただ、協定書の項目の中には当然町長の裁量といたしますか、協議を行い決定する旨の一部表現的には流動的な部分も設ける必要があるかなというふうには考えているところであります。

あと町の支援の部分でございますけれども、これも全員協議会のほうで説明をさせていただいておりますけれども、運営費については町のほうから支出する考えは一切ないということで、この間説明をさせていただいておりますし、これ以降もそういう考えを今のところ変更はございません。

ただ、金銭的な支援とは別に宿泊施設でありますし、今回、研修施設も設けましたので、それらの活用に向けて町はもとより各種研修会、町でいいますと各種研修会の誘致等々については最大限努力したいと考えておりますし、そのほかに町の各種団体といたしますか、そういうところに向けてもPRに努めていただいて、そういった陰といたしますか、そういう支援をしていく必要があるだろうというふうには考えております。

それからもう1点、日本ミートさんの意欲といたしますか、そういう部分の話もございましたけれども、指定管理として応募してきていただいた以上、それからさまざまな協定書の案もそれぞれお示しをしておりますし、そういうことを当然踏まえて申請をいただいたというふうに考えておりますので、当然そういう今後進めていく意欲、さらにはティエラさんと同じようなことをするというのではなくて、日本ミートさんとしては日本ミートさんの特色といたしますか、そういうものも出しながら意欲を持って進めていただけるものというふうに判断をし、選定をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 2番、白馬康進君。

○2番（白馬康進君） 今の課長の考え方で、そういうことなのだろうなと思います。それで、いみじくも当初運営費は町は一切出さないと。それから全員協議会の中でも仮に赤字になっても町としては金を持ち出して支援をしないということは再三そうい

うことは言っています。それは今の課長の説明でもそういうことで行くのだろうなと思ってます。しかし私が心配するのは、これ町民もこの合宿所に対してもいろいろ批判も出ましたけど、つくるにおいても我々も果たして津別でやる人がいるのですかよそから来てと、そしてうまく運営できるのですかと、ずっとやれるのですかって、その辺は関心度は高いですよ、はっきり言って。ですから今回日本ミートさんに地元企業がやるということになったら、これはよかったなと思いますけど、問題はきちっとやっぱり運営をやっていきたいと、経営をしてほしいということが我々の願いです。ですから仮にじゃあ採算割れになって、じゃあ赤字にでもなったときに町がじゃあその分支援するのかといたら、全員協議会の中でも支援はできないと言っていますね最初から、お金は持ち出さないと言っているのですよ、はっきり言って。そういう考えをずっと貫くのだったら、当然やはり私がさっき言ったとおり使用料というものをある程度考えてやらなかったら、これはちょっと問題でないかなと思います。行政財産を貸し付けて、目的に沿った使用をしてもらうという以上は、本来は、こういう使用料というのは大体別な範疇でとるべきなのです。使用料を取ることで自体が私はおかしいなと思っています、はっきり言って。例えば相生の物産館だって、振興公社だって当初は使用料を取らなかったのです。今そばやったり豆腐をやって売り上げを上げてきたから今 120 万を雑収でもらっていますよ。ランプの宿は指定管理料 1,500 万払っているのですよ、はっきり言って。あそこだって経営が成り立たないから町が逆に指定管理料 1,500 万払っているのですよ、そういうことになっていくのですよ、はっきり言って。ですから、やはりきちっとした考え方を持って、やっぱり基本協定書をつくっていかなかったら私はだめだからというわけではなくて、この分においてはどうなんだと聞いているのです。使用料というのは、あくまでも町長がそうやってもらうつもりなのかどうか、その辺はさじ加減、腹積もりもあるかもしれませんが、その辺は重々ひとつ考えてもらいたいと思います。

そういうことで私は長く 10 年間きちっとやってもらいたいと、そういう考えを持って私は今質疑をし、それを言っているわけですから町長ちょっと答えてください。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 10 万円の話とか使用料については、これまで全員協議会

で何度か話されてきたというふうに認識しています。今お話にも出ていましたように道の駅、それからレストハウスもそうです、あるいは天馬屋さんもそうですし、そういうところもすべて料金をいただいて、使用料をいただいて使っていただいているということです。ランプの宿は受けるにあたって状況をそのときも全員協議会で何度も話をして、支援をせざるを得ないような状況にあるということのご理解をいただいて今、今日しているというようなことだというふうに認識しています。今、今回、日本ミートさんに決めて町のほうとしては決めたわけですがけれども、その議決を今日お願いをするということなのですから、これはやっぱりほかの部分とランプの宿は別として、状況として町の中に建てて、そして同業の方たちもおられますので、そういう中で無料にするだとか、あるいは極端に安いということになれば、やはり不平等な部分も出てくるだろうという判断をいたして、この辺のことは全員協議会でもお話しさせていただいたというふうに認識しております。説明の段階で、こういうものを町が建てて、そして説明をいたしますということで、12月に開いたときに3社お集まりになりましたけれども、そのときに先ほど課長から言われましたように10万円の月の使用料を考えているということでお話をさせていただいて、それも知った上で1月に入って応募してこられたわけですから、それに対して10万円の使用料を払うというようなことを承知の上で応募していただいて、そして決めたということになっています。今ここでそれをまたもとに戻して仮に8万円にするとか5万円にするとか、あるいは取らないということになると、もう1社のほうに対して非常にアンフェアな形になってまいりますよね、初めからそういうことになっていたのかということにもなりかねない話になってまいりますので、そうではなくて正式に町としてはこういう運営をしたいと、こういうお金をいただきたい。そしてどのようなことで運営をされるおつもりですかということで応募をされて、それにジャッジをしたということですので、これはそのまま進んでいくということになるというふうに認識しています。ただ、先ほど課長も言ったように、初年度は4月から旧館の部分はスタートしますがけれども、新館の部分は7月に完成の予定ですので、それを月10万円をそのまま4月の段階からもらうかどうかというのは、これはまた大変なことになりますので、やっぱり初年度の部分は一定の配慮が必要かなというふうに思っています。2年目以降は、そういうよ

うな形に説明をした額で進んでいくということでやっていくことになるだろうということ
ことで認識をしておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

1 番、佐藤久哉君。

○1 番（佐藤久哉君） ただいまちょうど今回の提案につきましては私もあえて言う
ところはないのですけれども、ただいま白馬議員のほうからお話がありました今後の
協定書づくりについてなのですけれども、今ちょうど話題だった家賃につきましては、
私は4月と7月のところでは当然スライドさせるべきだというふうに考えております。
それ以外に私商人ですので申し上げますと、やはり新しい商売をするということは一
番最初は大変なわけで、当然これは先ほど町長説明ありましたように業者選定の段階
で10万円ということを示していたのですから、それを変えるということはかなりフ
ェアではないということになると思いますけれども、スタート当時、多少の減額減免
ということを考えてあげると経営もスムーズに行くのではないかなと、白馬議員心配
しておりました経営が成り立たなければ町にとっても本人にとっても大変なことにな
るわけですから、そうしたことは他の事例でも見られることですのでぜひご検討をい
ただきたいと思います。

今日、議決の中で私はこの際ここで言って、できれば考えていただきたいというこ
とは、やはり一番懸念されることは離れていたお客さんが戻ってくるかということで
ございまして、これに関しては4月から旧館と申しますか既存の施設のほうはオーブ
ンしていくわけですから、ここの紹介パンフレットというか宣伝パンフレットのよう
なものをももちろん本人も努力するでしょうけれども、ここの部分は行政の部分でやっ
ていくことができないのかなと、それについてそうした応援ができないのかなという
ことをちょっと担当課長でも町長でも結構なのですけれども、お聞かせいただきたい
と思います。

あとそれからもう1点、これは細かいことなのですが、除雪に関してなのですが
普通、民間のアパート等を経営していると駐車場の除雪は大家さんがして玄関周りは
自分たちがするということになるのですけれども、今度の場合、除雪等は協定でどの
ように結ばれるのか、また現在森つべつや学習展示館がどのような形で除雪の取り決

めをしているのか、あわせてお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（深田知明君） 佐藤議員からご質問がありました点、3点かというふうに思いますけれども、スタート時点、使用料の関係ですけれども前段白馬議員のときにも申し上げましたし、先ほど町長のほうからもお話しがありましたけれども、初年度については、当然部分的なオープンから始まって7月に最終的に新館のオープン、本格的には7月中なのか下旬なのかからが正式なオープンかなというふうに思いますので、そういった部分から考えますと月、仮に10万円というところの金額については当然配慮が必要だろうというふうに考えておりますし、これにつきましては指定管理者として協定いただく日本ミートさんとも十分協議をしながら進めていきたいというふうに考えております。

それから2点目のお客様の集客といいますか、この間ご利用いただいたお客様へのPRというか、オープンに向けたPRかなというふうに思います。大変重要なことだというふうに思っておりますし、実は前段やっておりましたティエラさんにつきましては、できましたら名簿をいただきたいと、差し支えなければ今までご利用いただいた方の名簿があればいただきたいという話を実はさせていただいておりますけれども、きちっと整理がされていないという返答もありまして、知り得る範囲でそれは提供しますという話をさせていただいておりますし、富田さんのほうについては、ちょっとまだその確認をとっておりませんが、できましたら差し支えなければ、そういうものもいただきたいというふうに考えておりますし、それに向けて基本的には日本ミートさんが指定管理者としてオープンをしていくわけでありますから、日本ミートさんのほうでそういった案内状と申しますか、そういうものを作成をさせていただきたいなというふうに考えております。当然作成にあたりそういう送付先といいますか、そういうものについては私共も全面的に協力をさせていただこうというふうに思っておりますけれども、基本ベースとしては指定管理でオープンさせる日本ミートさんだろうというふうに考えております。

もう一つ、3点目の除雪の関係でありますけれども、除雪につきましては、これも基本的には指定管理者というふうに考えております。駐車場、前にも何回か図面をお

示しさせていただいておりますけれども、そこにございます駐車場の部分が主に除雪の対象になるかというように思いますけれども、ほかの施設を例に挙げてあれなのですけれども、相生の道の駅につきましては相生の道の駅で除雪をしております。ただ、あそこの駐車場かなり広い駐車場がありますけれども、多分建設課の機動というか機動で除雪する道路の部分、駐車場と一体となっていますので一部町のほうでやっているのかなというふうに思いますけれども、基本的な施設周りの除雪については相生物産館のほうでやっていただいておりますので、日本ミートさんにおきましても駐車場の部分についてはそういうふうに考えておりますけれども、これも今後正式に協定を結ぶにあたって協議をさせていただこうと思っておりますし、場合によっては町でやるということになれば幾ばかりかのやっぱり除雪費といえますか、そういうものも含まなければならないかもしれませんし、先ほど言ったその10万円の中に含むのかということもいろいろ協議の内容になるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君） 今の話からしますと10万円というものは使用料として取ると言っていたけれども、その細部の条件については詰めてないわけでありまして。私としては、どこまでが行政と大家としてできることかということがあるかと思っておりますけれども、できればそういった部分、これから日本ミートさんと話し合ってお互いに譲るところは譲って、できるだけ今後運営がスムーズになされるように協定書をつくり上げて私どもにお示しいただきたいなというふうには思います。

それから2番目の件なのですけれども、行政が過去の経営者からデータをもらってくる、これは一つの支援だと思えます。このデータをもとにお客さんに対して自分の新しい商売をPRする。これは当然日本ミートさんの仕事だと思えますけれども、ただこの体験交流施設として町がこれ建てたのは確かに行政の建物でありますから、これについての紹介パンフレットというのは行政サイドでつくるべきではないかなというふうに思います。これを今度宿泊関係の例えば宿泊プランのパンフレットということになれば、これは当然日本ミートさんがつくるべきだと思えますけれども、建物の紹介パンフレットというのは一考していただけないかなと思います。そののところも

う一度答弁いただきます。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（深田知明君） まず1点目の使用料に関係した部分ですけれども、佐藤議員さんのおっしゃっている大家という表現、決して間違えではないかと思えますけれども、今回の施設につきましても当然そういう表現からすると町が大家になることは間違えないわけでありまして、通常のアパートですとか、そういう部分につきましても使用料を取って除雪等を大家さんがするというパターンも当然あるというふうに思いますが、今回の施設につきましても、そこで運営をするということでもあります。基本的に日本ミートさんの努力によって黒字にもなるでしょうし、場合によっては赤字になるということも想定されますので、大家の責務というか、そういう部分は普通のアパート関係と若干違うかなというように私としては認識をしております。いずれにしても協議は、詳細の協議は進めさせていただこうというふうには思っております。

2点目のPRの関係でございますけれども、町がパンフレットをつくるかどうかというところは、まだちょっと協議はしておりませんが、当然ながらインターネット、町のホームページ、そこにPRをしていくというのは当たり前というふうに考えておりますので、まず当面今考えているのは町のインターネットで町でこういう施設ができましたと、ご利用くださいというような部分については当然ながら掲載をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） ちょっとだけ補足させていただきたいと思います。パンフレットの関係は、これご承知のように補助金をもらってつくりますので、林業の加速化事業、ちょうどさんさん館をつくったときの同じ補助金をいただいて建てますので、こういう材を使って木材に集中的に取り組んでいるということ、その補助金をもらう上でアピールしないとまらない町の立場がありますので、そういった部分でいけばさんさん館と同様にその主のものは、一定のものは作成せざるを得ないというか、しなければならぬですし、またいろんな方に来て見ていただいて木の良さというのを

説明しなくちゃなりませんので、そういった部分は当然でてくるかなというふうに思っています。

それと富田館さんもそうですし、旧ティエラさんもそうですけれども、たくさんの方お泊まりになったというふうに思っています。今回町がやるにあたって、さまざまなどこから要請書が出た背景からいきますと、林業協同組合だとか、そういうところが出ています。丸玉さんだとか、それから林業関係のところだとか、あるいは農協だとか、そういったところから宿泊施設がないということで北見、美幌にこの間お泊まりになっておりましたので、そういうものを病院も含めて待ち望んでいるという現実がありますので、これはぜひ菊池さんのほうで、そういう町内の会社はすべて回っていただいて、そして、そこと取り引きをされている営業の方だとか、あるいは保守点検に来られる方だとか、そういう方たちもしっかり泊まっていただけのような、そういう営業活動はしっかりしていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 02 分

再開 午前 11 時 15 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

7 番、山内彬君。

○7 番（山内 彬君） 指定管理者の今回の件につきまして、今日の議会前にマスコミに一部流れて報道されているようではありますが、町が出したのか、そのあたりはちょっとわかりませんが、こういうふうに議会前に特定の名前を出すということについて町の姿勢としてどういう考えで出されたとしたら、その考え方についてまずお聞きをしたいと思えます。

それから 2 点目については、この指定管理者を今日議決をするということは、先ほど白馬議員からも出たようでございますけれども、協定書の案を町の案として、やはり

この議決のときに示すのが筋ではないかなと思います。

そういうことで、この2点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（深田知明君） 今ご質問のありました2点について説明をさせていただきます。まず1点目の報道機関の関係でありますけれども、何社かの報道機関から取材といいますか状況等について確認を受けておりますけれども、23日の臨時会以降に公表してくださいという話はさせていただいております。ちょっと私、今朝、伝書鳩に載っていたのでしょうか、ちょっと確認をしていなくてこういう話をするのは恐縮なのですけれども、載っていたとすればちょっと再度確認をとらせていただきたいと思っておりますし、議会前に報道されたという部分につきましては担当のほうとして大変申し訳ないなというふうに思っております。以後こういう同種のものがあれば、そういうことのないように徹底を図りたいというふうに思いますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

それから協定書の案でありますけれども、今回のこの指定管理者の指定の流れにつきまして、これはうちのほうで考えた部分で申し上げますと、4月1日からのオープンでございますから、通常で申し上げますと3月の議会の中で公募の協定書の内容等を含めて提示をし、通常といいますか指定管理をしていただくという流れかなというふうに思っておりました。ただ今回4月にオープンをするという施設でありまして、さまざまなオープンに向けての準備、指定管理者との協議等々が出てまいります。細かい話でありますけれども備品等の調達につきましても、できるだけ指定管理者の意に沿ったものを食器等含めてしてあげたいなということがありまして、指定管理の指定だけをちょっと急がしてもらったという経過でございます。今回協定書の内容等々につきましてお示しできないという部分については大変恐縮ですけれども、次回の委員会、さらには議会でもそういうものが必要ということであれば実際の4月の協定書の締結前にはお示しをしたいと思っておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） このマスコミ関係については再三話をしているところですが、

やはり重要な案件については理事者のほうで議会軽視ではないと思うのですが、やはりきちっとした庁内的に情報の管理について、やはり協議して徹底を図るべきでないかなとそういうふうに思います。この点について町長の責任者として考え方をお聞きをしたいと思います。

それから当然この問題については早くから指定管理にするということで事務を進めていた経過からすると、今日の指定管理者の議案の議決の関連について、ただ向こうの計画書をただ資料として、何ら深い説明もなしに議決をするということは非常に重い案件については不足ではないかなと思いますので、あわせて再度お聞きをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（深田知明君） 私のほうから指定管理者の指定、協定書の関係等についてでありますけれども、ちょっと若干繰り返しになりますけれども、できるだけ協定書の中の内容につきましても指定管理者の意を含んだ中でお示しをしたいというふうに考えておりましたので、今回指定管理者の指定を議決いただければ本格的にといいますか、正式に日本ミートさんとも協定の内容等々について具体的に詰めたいという考えもありまして、今回案だけを示すということは可能だったかというふうに思いますので、そこについては大変申し訳ないなと思いますけれども、次回示させていただきます協定書等につきましては、極力指定管理者等との協議の中身を網羅した中でお示しをしたいということで取り進めたということでご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 副町長。

○副町長（佐藤正敏君） 今のマスコミの関係の対応の仕方含めて情報の管理どうだったのかなというお話でございますけれども、私どものほうとしましては、これは一般論という形の中で議会軽視とも当然考えておりませんし、担当のほうからやっぱり議会の前においてはというようなことで前段そういうお話を、何といたしますか前段の話としてされているということでございます。それが仮にその記者の間で守られていなかったのだとすれば、それは信義等の問題等も含めて出てくるのかなというぐあいには思いますが、そういうことになれば今後の取り扱いの方も、これは当然さまざま

ことで違ってまいるのだらうというぐあいには思います。お互いがそういう中で、ルールの中で進めていくというのが一番正しい話かなというぐあいには思っているところがあります。そんなような状況がございますから、この取り扱いについて今後どうするんだというような点はあるかと思えますけれども、それはきちっと逸脱しない段階で私どものほうはマスコミの段階ときちっとお互いを領分を守りながら信頼関係に基づいて今後もしていきたいなというぐあいには考えているところがございます。そういうことで今回の部分についてはご了解いただきたいというぐあいには思えますけれども、過去においてもちょっといろいろなやり取りは含めてマスコミ側とも少しあったことはあったことでありますから、こういうご指摘があったということの部分についてはマスコミ側ともお話をしておきたいというぐあいには思っております。

○議長（鹿中順一君） 8番、谷川忠雄君。

○8番（谷川忠雄君） 何点かにわたって確認や質問をしたいというふうに思います。重複は避けたいと思います。今回の業者選定については報道にもありますけれども、私としては町内業者に選定としたのは最善の選定かなというふうに前段申し上げておきたいと思います。それと関連いたしまして、まず今回指定業者を提案ありますけれども、現在商売をやっていますけれども、これらについて両立なのか、どういうふうになるのかちょっと参考に聞いておきたいと思います。

それと協定書の問題も出ていますけれども、多分内容は森健館と似たようなものかなというふうに思うのですが、予算絡みにちらっとなりますけれども、これ当然施設設置者が町ですので、維持管理だとか法定点検だとかそういうふうなものは当然町費でみるのかなというふうに思っていますけれども、これ運営や何かに密接にかかわりますので、この点についてどういうふうになるのかお聞きをしておきたいと思います。

それとあわせて今新設や改修するので営繕は当面ないのだらうと思うのですが、大破、中破、小破これもいろいろルールをつくってやると思いますけれども、そうなった場合の指定管理者の責任でやるものと町でやるものと、全面的に指定業者にやらずのかどうかわかりませんが、その辺の線引きについて、これも参考に伺っておきたいと思います。

それともう一つは備品関係ですけれども、町が設備するものというか業者が設備する

もの、基本、飲食器具だとか細かく言えばきりが無いと思うのですが、基本的に設備する設置の考え方を基本的にどういうふうに思っているのか、一定の線引き等の考え方があればこれも伺っておきたいというふうに思います。あわせて次の補正予算に出ていますけども、予算絡みのやつについては当初予算に計上となるのか4月発車もありますから途中補正もあるのか、この辺についてもちょっと基本的に伺っておきたいと思います。

それともう一つは利用料の問題、これ納付については年1回精算納付なのか上半期、下半期、四半期だとかいろいろあると思いますけども、この点についてはどのような形になるのか、これも伺っておきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（深田知明君） ただいまありました質問について説明をさせていただきます。まず1点目の現在日本ミートさんの現業務、これについては選定委員会の際のこちら側からの質疑の中で質問をさせていただきました。日本ミートさんとしては現営業についても同じくやっていきたいという回答をいただいております。これにつきましては、いつやめるとかそういう部分は日本ミートさんの営業方針だろうと思いますので、話としては続けたいという話を聞いてございます。

それから協定書の中の部分で設備等の法定点検だとかそういう部分でございまして、基本的には町は火災保険について町の建物でありますので火災保険については町のほうで入ると、さらに施設を利用される個々に対する損害保険というのでしょうか、そういうものについては指定管理者のほうでお願いをするという形になってございます。法定点検等につきましても基本的には指定管理者のほうで行っていただくというふうに考えております。

それから営繕等ですね、これにつきましては事前説明会でお示しをさせていただいた内容でいいますと、改良、修繕等については施設の改修、修繕等について小規模という表現をいたしまして10万円以上については町が、それ以下については指定管理者が行っていただく、それから備品等につきましては5万円以上については町が、それ以下については指定管理者にということで説明を申し上げます。それから大規模な改修といいますか、当面はないかというふうに思いますけども、そういう部分に

については双方協議をさせていただくという内容で説明をさせていただいております。いずれにしても、これも事前説明会で説明をしておりますけれども、詳細とか細部につきましては今後また協定の締結する前段で協議をさせていただこうというふうには思っております。

それから備品の考え方というか、どの辺まで準備するかということかと思うのですが、基本的には宿泊施設がメインかというふうに思いますので、それらに対応し得るものについては、まず基本的には町のほうですべて設備したいと。項目を上げますとうちもリストは実際につくってございますけれども、本当に細かく俗にいうビジネスホテル等々に泊まってあるもの、歯ブラシとかひげ剃りとか細かいところをいえばそういうもの、こういうところについては、ちょっとどこまで実際に町が用意するのかというのはあります。当然町もこの後にちょっと出てきますけど予算の関係もございますので、そういうところについては数的にどこまで用意できるかというのはもしかするとありますし、場合によっては今お話ししました小さなものについては指定管理者のほうで用意していただくということになるのか、その辺については備品の詳細の単価をちょっと今のところ押さえておりません。項目立てはしていますし大きな備品については金額も想定はしているのですが、そこ等の積み上げなり、あとそれ以下の小さなもの、そういうものもまだ単価を積算しておりませんので、そこらについては随時協議して予算の範囲内という表現、ちょっと雑駁ではありますが、そういう中で進めていきたいというふうに思います。ただ一つ言えることは、厨房機器のほうが前段一度見ていただいて厨房をちょっと広げるといふ、そこに当然機器も若干整備をしなければならないと思っております、そこらについては町が勝手にちょっと設置するわけにいかないんで、指定管理者の方と協議をしてどういうものが、どういう大きさとか規模のものが、必要かというのがありますので、そういったところで備品の扱いをしておりますので、そこでかなり事業費が大きく変わったりしますと、先ほど申し上げた小さな本当に歯ブラシですとか、そういったものまで町のほうで見れるのかどうかというところもございますので、そこについてはもうしばらくちょっと時間をいただきたいなというふうには思っております。

予算の関係につきましては、今回の補正で既存施設の備品ということで 199 万ほど

の補正をお願いしております。それ以外の備品につきましては前段総事業費の中で地方債ですとか、そういった財源の関係を説明させていただいたときに、備品についてもこちらとしては過疎債の適債になるのではないかとということで計画をしておりましたけれども、今般財政のほうから備品についてはちょっと対象にならないという話がございます、そうであれば新年度予算のほうに当初予算から計上させていただくという考えを持ってしまして、今原課で考えている部分としては1,100万ほど備品として計上させていただこうと思っております。その中で今申し上げた各種備品を整備をしていきたいというふうに考えているところであります。

それから利用料というか使用料かというふうに思うのですが、その支払方法につきましては、これは指定管理者のほうと協議をさせていただいて指定管理者の方の支払いのしやすい方法といえますか、町としては毎月でも年に1回でもと、それはどちらでもいいのかなというふうに考えておりますので、指定管理者の方が支払いしやすい方法というふうに考えたいなと思っております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 8番、谷川忠雄君。

○8番（谷川忠雄君） 今総合的に話がありましたけれども1、2点だけちょっと関連で質問いたします。備品関係5万円以上というふうなことですけれども、これ額面的にはわかるのですが、例えば細かいのをたくさん合わせて5万以上ということもあるし、1件5万円以上という定義もあると思いますけど、この辺の線引き、いずれにしても当初歯ブラシだとかそういう業に関する細かいものは当然業者負担だと思うのですが、こういうものをきちっと当初に線引きしておかないと業者も当てにしたのがだめになると最初からいろいろ心情的にもつれたりすると、やはりいろいろ後々悔いを残す形になると思いますので、この辺についても可能な範囲でやはりお互いが信頼できるようなルールづくりをしてやられるほうがいいのかなというふうに思います。

あとちょっと関連ですけれども7ページに利用料収入2,400万円ありますけれども、このうち宿泊もろもろ書いてますけど、宿泊は何名で何千万程度見ているのか伺いたいです。

それと人件費940万で前のページのスタッフ見ると経営者含めて9人ですけれども、

これ大半がパートなのかと思うのですが、ここに経営者の人件費も含んだ話なのか雇用形態についても大半がパートなのかなというふうに思いますけども、この辺の雇用関係どういうふうになるのか、これもちょっと参考に伺って終わりたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（深田知明君） 大変すいません、前段1回目の答弁のときに基本的な保守点検等については指定管理者という話をさせていただきました。大変申し訳ありません。消防用設備点検それから防災等々につきましては町のほうで負担というふうに訂正をさせていただきます。

備品の購入というか修繕等のルール、当然決めなきゃならないというように思っています。これはランプの宿等も同じ宿泊施設という経営内容が似ているということもありますので、そういったところも参考にしながら、これも早いうちに協定いただく日本ミートさんと協議をさせていただこうというふうに考えております。

それから、資料の7ページの収支計画の部分でございます。まず1点、集客人数でありますけれども、日本ミートさんからは3,580名ということで計画を立てていらっしゃるということで聞いております。それから従業員の関係の人件費でありますけど、この計画書の中に人数を全部拾うとかなりな人数になるのですが、これは兼務という考え方のようにありまして、パートさんを2、3名程度雇いたい。これは常時になるのか例えば繁忙期とかそういうところで人数は変わるかと思うのですが、2、3名程度を考えていると。かつ予定される方の目星と申しますか、そういう方も目星等についてもついているということで説明を受けております。収支計画の中では正規雇用人件費ということで480万ほど見ております。残りがパート人件費ということで460万ほどみてございます。合わせて940万円ほど、4万円ちょっと説明不足ですけども940万円ほどの人件費を見ているということのようであります。

以上です。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号

○議長(鹿中順一君) 日程第8、議案第4号 平成25年度津別町一般会計補正予算(第9号)についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

横山住民企画課主幹。

○住民企画課主幹(横山 智君) ただいま上程となりました議案第4号 平成25年度一般会計補正予算(第9号)につきましてご説明申し上げます。

それでは各条項をご覧いただきたいと思います。第1条につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ1億536万6,000円を追加し、補正後の予算の総額を59億5,145万9,000円とするものであります。

今回の補正につきましては、提案理由で申し上げたとおりであります。

それでは歳出からご説明いたしますので6ページから7ページをお開きください。

款2 総務費、総務管理費、財政管理費、財政調整基金積立金は、体験交流施設整備事業に係る補助金等の一部が確定したことに伴い一般財源で対応していた分の財源調整として7,763万3,000円の増額補正をお願いするものであります。

次の地域振興費、企画振興費、体験交流施設整備事業、15節工事請負費、体験交流施設新設工事は、機械設備工事、電気設備工事の追加及び既に入札により工事費が確定しました本体工事の精査により2,016万3,000円の増額補正、体験交流施設改修工事につきましても機械設備工事、電気設備工事の追加及び本体工事の精査により323

万3,000円の増額補正をお願いするものであります。18節備品購入費につきましては、既存施設に係る施設管理、調理機器等として199万5,000円の増額補正をお願いするものであります。

次の款4衛生費、保健衛生費、環境衛生費、下水道事業特別会計繰出金は、国道240号改良工事に伴う管渠移設設計業務の費用として234万2,000円の増額補正をお願いするものであります。

それでは歳入のほうにお戻りいただきたいと思います。4ページ、5ページをお開きください。款14道支出金、道補助金、農林業費道補助金、森林整備加速化・林業再生事業は、体験交流施設整備事業に係る補助金及び元気臨時交付金として合計1億536万6,000円の増額補正をお願いするものであります。

それでは条文に戻っていただきたいと思います。第2項の第1表につきましては、ただいま歳出、歳入で説明いたしました内容をそれぞれ補正し、第1条の条項どおりにするものであります。

以上、ご説明申し上げましたので承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号

○議長（鹿中順一君） 日程第9、議案第5号 平成25年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課主幹。

○建設課主幹（金野茂幸君） ただいま上程となりました議案第4号 平成25年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

補正の理由につきましては、歳出では国道240号改良工事に伴う下水道污水管渠移設設計業務を追加するもので、歳入では歳出に伴う一般会計繰入金の追加をするものです。

説明資料の10ページをご覧ください。開発の改良予定図面です。マンホールが車道にかかることから移設を行います。緑の部分が移設対象です。今後開発との協議になりますが、赤線の部分へ污水管渠を移設する予定であります。国道240号の改良について開発は6月工事を予定しており、移設はその前に施工を始める必要があることから本年度中の下水道管渠移設工事の設計業務が必要となり今回補正をお願いするものでございます。

条文をご覧ください。第1条におきまして歳入歳出それぞれ234万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,735万1,000円とするものです。

それでは歳出のほうから説明いたします。6ページ、7ページをお開きください。特環下水道整備費、管渠等施設整備事業単独におきまして、委託料は国道240号の改良工事に伴う下水道管渠移設工事の設計業務の追加で1号污水支線管渠移設設計業務234万2,000円の追加をお願いするものです。

歳入に戻っていただき4ページ、5ページをお開きください。繰入金、一般会計繰入金は歳出の追加により234万2,000円の追加をお願いするものです。

最初の条文に戻っていただき、第1条第2項の第1表につきましては、ただいま説明いたしましたものを款項区分に整理したものでございます。

以上、説明申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号

○議長(鹿中順一君) 日程第10、議案第6号 平成25年度津別町上水道事業会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課主幹。

○建設課主幹(金野茂幸君) ただいま上程となりました議案第6号 平成25年度津別町上水道事業会計補正予算(第4号)についてご説明申し上げます。

補正の理由につきましては、国道240号改良工事に伴う配水管移設設計業務を追加するものです。

説明資料の11ページをご覧ください。開発の改良予定図面になります。上水と工業用水が工事の支障となり、老朽化していることもありますので移設を行います。青の部分が既設上水道管で赤の部分が移設上水道管になります。緑の部分が既設工業用水管で紫の部分が移設工業用水管になります。

国道240号の改良について開発は6月工事を予定しており、移設はその前に施工を始める必要があることから今年度中の配水管移設工事の設計業務が必要となり、今回

補正をお願いするものです。

3ページをお開きください。資本的収入及び支出の支出におきまして建設改良費の配水施設設置費で委託料、国道240号配水管移設設計業務委託219万5,000円の追加をお願いするものです。

4ページは資金計画となります。内容は記載のとおりでありますので説明については省略させていただきたいと思えます。

続いて5ページ、6ページをお開きください。このページは予定貸借対照表となります。6ページ下から5行目、当年度純利益につきましては資本的収入及び支出の補正のみのため変更はございません。

1ページにお戻りいただきたいと思えます。第2条の資本的収入及び支出において資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,512万9,000円を4,732万4,000円に、補てんする過年度分損益勘定留保資金4,388万3,000円を4,597万3,000円に、同じく補てんする消費税及び地方消費税、資本収支調整額124万6,000円を135万1,000円に改め、資本的支出について219万5,000円を追加し総支出を5,199万7,000円とするものであります。

次に、2ページの予算補正実施計画につきましては、ただいま申し上げましたものを款項目区分に整理したものでございます。

以上、説明申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

8番、谷川忠雄君。

○8番（谷川忠雄君） 1点だけ質問したいと思えます。今回の移設絡みの工事費関係なのですが、これ開発の配慮でいってみれば全部やってくれるというふうな私ども考えていたのですが、これについて単費負担になるのか全く補助がだめなのか、その辺のちょっと中身について伺いたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） 建設課主幹。

○建設課主幹（金野茂幸君） ただいまのご質問についてであります。開発の国道240号については水道管、上水、工業用水も申請を上げていまして占用で行っているということから、何かあったときは開発の指示で何かあったときは町のほうで動かして

もらうという約束事が条件に付いていますので、補償については基本的には出ないということで今協議を行っておりますが、いろいろ経営状況とかありまして、そういうのをかんがみまして今現在というか、これからちょっと調査をしまして過去にやった工事の金額だとかいろいろ経営状況とか把握しまして、ちょっと今開発と協議しているところが担当が違いますので、それを後日、今後協議を進めていきまして出るか出ないかというのは今後のまた判断ということになりますが、基本的には占用物件ということで町のほうで移動してくれということで今言われています。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 8番、谷川忠雄君。

○8番（谷川忠雄君） この件については去年の中ぐらい、半年前ぐらいから結局国の配慮で結局曲線改良がなされるというふうなことで、そういうことであれば当然国の措置で全部やってもらうのが筋じゃないかなと思うのですけれども、過去例も含めて全くだめなのか、その辺、開発との協議の経過というか、その辺もうちょっと詳しく説明をしてもらいたいなと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課主幹。

○建設課主幹（金野茂幸君） 去年いろいろまだ実際の協議じゃないのですが予備協議のいろいろ中で、急遽開発については今年4月にもすぐ発注して6月には工事に入るということで町については、その移設物については、支障物件については工事に入る前に移設をお願いしたいということで言われております。そのときに一緒に合わせまして補償物件になるかどうかというのも、うちのほうも確認しましたのですけれども、基本的に水道につきましては、もう相当年数もたっておりますので難しい面もありますが、今うちの担当と話しているほうが補償の担当でないということで、いろいろ今後協議の中で当時の書類だとか、当時の決算状況をもとに開発、網走の本部のほうになると思うのですけれども公物管理課ですか、そこのほうに協議をするということで、ただ、それはすぐ結論は出ないということで今後の協議の課題にはなると思いますけれども、今の段階では出る、出ないというのははっきり言えませんが、補償については今後協議の課題というのは載せている状況にあります。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 8番、谷川忠雄君。

○8番（谷川忠雄君） これ町長に特にお願いしておきたいのですが、これ、やっぱり補償工事その他については全道的、全国的な例やなんかもあると思うのですが、どちらかという、やはりお国の配慮でこういうふうな形になって非常に私は好ましい形だと思っていたのですが、その辺まだちょっと未了的な答えもいただいていますので、最善の手を尽くして、なるべくだったら国費等でできるように精力的に対応をお願いして終わりたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 240号のカーブの関係は、この間ずっと3代、4代前の町長から相生の北釧橋のほうをずっと中心に改良をお願いしていたところなのですが、たまたま240号の柏町の所につきましては認定こども園ができるということで、ランクが上がって、そちらのほうをやっていただけることになりました。これについては開発のほうにも大変ありがたいということでお話をさせていただいているところです。そこでお願いをしてやっていただくのと、あれもこれもやってくれというのとちょっとやり取りがいろいろ出てくるかというふうに思いますけれども、国道という国のところに下に占用させていただいていると、河川なんかもそうですけれども、そういう関係もありますので、あまり角の立たないようなことで話を詰めさせていただければというふうに思っています。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「ない」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第6号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎報告第1号

○議長（鹿中順一君） 日程第11、報告第1号 例月出納検査の報告についてを議題とします。

監査委員から平成25年度11月分の例月出納検査について報告書が提出されたので、本臨時会に報告するものであります。

本件についてはご了承を願います。

◎閉会の宣告

○議長（鹿中順一君） 以上で、本臨時会に付議されました事件はすべて終了しました。

これで平成26年第1回津別町議会臨時会の会議を閉じ閉会します。

ご苦労さまでした。

(午前11時56分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員